

募 集

平成16年度職業訓練指導員 免許（48時間）講習実施

この講習は、職業訓練指導員（職業訓練において訓練を担当する人）に必要な能力を付与するため、厚生労働大臣の指定する講習実施要領により実施するものです。

なお、講習修了後に鹿児島県知事に申請することで職業訓練指導員免許を受けることができます。

期日 平成16年8月2日（月）

～8月7日（土）6日間

（8時30分～17時）

場所 鹿児島高等技術専門校
(鹿児島市草牟田2-136-39)

主な受講資格

- ①技能検定（国家試験）の1級・単1等級合格者
- ②職業能力開発校修了者で6年～10年の実務経験者
- ③学校教育法による免許職種に関する学科を修めた人で、大学卒者2年、短大・高専卒者4年、高校卒者7年の実務経験のある人

受付期間 平成16年6月3日（木）～6月16日（水）

定員 30名

受講料 10,000円
テキスト代 3,000円程度

●受講案内、受講申請書の請求並びに受講資格などの詳しいことは、鹿児島県職業能力開発協会にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

TEL 892-10823

鹿児島市住吉町15-11
県住吉ビル3F

TEL 099-226-3240

お知らせ

平成16年事業所・企業統計調査、商業統計調査及びサービス業基本調査の実施について

6月1日現在で、事業所・企

業統計調査、商業統計調査及びサービス業基本調査の3つの調査が全国一斉に実施されます。

この調査は、総務省と経済産業省が実施するもので、3つの調査が1枚の調査票で行われます。調査の対象は、全国すべての民間の事業所です。調査の結果は地域開発計画や都市計画の基礎資料や、国や都道府県・市区町村における商業の育成、サービス産業の振興等に係る諸施策の企画・立案の基礎資料になります。5月下旬に調査員が

所を訪問いたしますので、皆様のご協力をお願いします。

みんなで守ろう、電波のルール！
（6月1日から10日までは
電波利用保護旬間です）

総務省九州総合通信局では、毎年6月1日から10日までの『電波利用保護旬間』の期間中、

電波を正しく利用していただくための広報活動および不法無線局の取り締まりを強化しています。

電波はテレビやラジオの放送や、携帯電話、警察、消防・防災の無線などに利用され、私たちの生活のなかで重要な役割を果たしています。

しかし、ルールを守らない非法な無線局によつて、警察・消防・防災行政無線などの重要無線通信に対する混信・妨害をはじめ、テレビやラジオ、コンピュータなどの各種電子機器への障害が発生し、私たちの生活をおびやかしています。

不法に開設された無線局を開設したり運用したりすると、1年以下の罰金、また不法電波で公

共の無線通信を妨害すると5年以下の懲役または250万円以下

電波を効率よく、誰もが安心して利用できるようにするため、一人ひとりがルール（電波法）を守つてクリーンな電波環境をつくりましょう。

なお、電波に関する困りごと、ご相談などは、次のところへご連絡ください。

■ 九州総合通信局

○不法無線局、混信・妨害
TEL 096-326-8654

○受信障害（テレビ・ラジオ）
TEL 096-326-7873

○電波利用料
TEL 096-326-7819

○その他行政相談
TEL 099-261-5611

○自動車税管理事務所
TEL 099-261-5611

○大隅総務事務所
TEL 099-82-1111

■ 『無料歯科健診と健康相談』

今年も歯の衛生週間（6月4日～10日）が近づいてきました。

そこで曾於郡歯科医師会では、無料歯科健診と健康相談を郡内のみなさんを対象に左記のとおり実施します。

日時 平成16年6月5日（土）午後2時～午後4時
場所 志布志町『アピア』1階
内容 パブリックコーナー

住宅金融公庫が個人向け融資の受付を開始します。

第1回申込受付期限
平成17年3月31日（木）

融資（基準）金利
2・6%（平成16年4月1日現在）

申込受付場所
住宅建設、購入（予定）場所近

対象者 どなたでも。年齢、人数の制限はありません。参加者全員にプレゼントを準備しています。

主催 曽於郡歯科医師会
自動車税は5月31日（月）までに納めましょう

平成16年度の自動車税の納定期は5月31日（月）となっています。

お手元にお届けする納税通知書により、納期限までにお近くの金融機関や郵便局などで納めることができます。

なお、災害によつて自動車に損害を受けた人や一定の要件に該当する身体障害者または精神障害者のために利用される場合は、自動車税が免除されますので、お早めにご相談ください。

平成16年度の自動車税の納定期は5月31日（月）となっています。

お手元にお届けする納税通知書により、納期限までにお近くの金融機関や郵便局などで納めることができます。

なお、災害によつて自動車に損害を受けた人や一定の要件に該当する身体障害者または精神障害者のために利用される場合は、自動車税が免除されますので、お早めにご相談ください。